

中間処理				最終処分		
焼却				埋立処分		
処理主体及び施設	搬入者及び量	残存量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	売却処分等
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居	宇治市 0t/年	1,575 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1,574t/年	業者等 1t/年
城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	排出者 12,081t/年			城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 177t/年	23 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 490t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託(→一部三郷山) 0t/年 宇治市委託 251t/年	

容器包装廃棄物

処理区分 種類/主体等	収集運搬			中間処理等				最終処分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	分別基準適合物量	処理主体及び施設	分別基準適合物量	売却処分 その他
缶類	宇治市 (直営・委託)	332 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 243t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 243t/年	スチール 102 t/年 アルミ 117 t/年 (計 219 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 102 t/年 アルミ 117 t/年 (計 219 t/年)	業者 219 t/年
			社会福祉施設 89t/年	社会福祉施設	宇治市 89t/年	スチール 41 t/年 アルミ 48 t/年 (計 89 t/年)	社会福祉施設	スチール 41 t/年 アルミ 48 t/年 (計 89 t/年)	業者 89 t/年
びん類	宇治市 (直営・委託)	1,088 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 1,088t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 1,088t/年	無色 240 t/年 茶色 204 t/年 その他 116 t/年 (計 560 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	無色 240 t/年 茶色 204 t/年 その他 116 t/年 (計 560 t/年)	業者 444 t/年 指定法人 116 t/年
紙パック	宇治市 (直営)	22 t/年	社会福祉施設 22t/年				社会福祉施設	紙パック 22 t/年	業者 22 t/年
ペットボトル	宇治市 (直営・委託)	498 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 498t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 498t/年	ペットボトル 427 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	ペットボトル 427 t/年	指定法人 427 t/年
プラスチック 製容器包装	宇治市 (直営)	1,751 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 1,751t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (選別)	宇治市 1,751t/年	プラスチック製容器包装 1,290t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (ストックヤード)	プラスチック製容器包装 1,290 t/年	指定法人 1,290 t/年
段ボール	宇治市 (直営・委託 ・自治会等 [集団回収])	1,249 t/年	宇治市 (保管のみ) 古紙回収業者 1,249t/年	古紙再生業者	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,249t/年	段ボール製容器包装 1,249t/年	宇治市と紙倉庫 再資源化施設	段ボール製容器包装 1,249t/年	業者 1,249 t/年

* 分別基準適合物量：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量を含む。
* 中間処理の選別後、発生した残さについては破砕処理又は埋立処分を行う。

その他の主な資源ごみ

処理区分 種類	収集運搬			中間処理等				最終処分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	残存量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量
廃家電製品 (不法投棄)	宇治市 (直営)	4 t/年	家電製品協会 指定引取場所 4t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 4t/年		再利用		
廃家電製品	宇治市 (直営)	7 t/年	家電製品協会 指定引取場所 7t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 7t/年		再利用		
廃パソコン (不法投棄等)	宇治市 (直営・委託)	0 t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合 0t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合	宇治市 0t/年		再利用	再資源化施設	
廃食油	宇治市(直営) 協力団体等	45,196 l/年	再資源化施設 45,196l/年	再資源化施設	業者 45,196l/年		再利用	再資源化施設	
ペットボトル キャップ	宇治市 (直営)	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用	再資源化施設	
蛍光管	宇治市 (直営)	1 t/年	城南衛生管理組合 1t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 1t/年		再利用	再資源化施設	
小型家電	宇治市 (直営)	8 t/年	再資源化施設 8t/年	再資源化施設	宇治市(委託) 8t/年		再利用	再資源化施設	

(エ) 住民に対する広報・啓発活動

広報(発行頻度、内容等)

10回程度/年、分別排出方法、減量、リサイクル等

啓発活動

チラシの作成・配布
児童・幼児教育(収集車両、紙芝居等を利用)
看板設置

マスメディア（FMうじ等）による広報
 宇治市ホームページによる広報
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る
 分別排出等の啓発活動
 出前講座

（オ） 中間処理施設の概要

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
処 理 方 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
公 称 能 力	120 t/日×2基	57.5 t/日×2基

・破碎施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	二軸低速回転式+堅型高速回転式
公 称 能 力	60t/日

・再資源化施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山 プラスチック製容器包装資源化施設
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公 称 能 力	46 t/日	17t/日

（カ） 最終処分施設の概要

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	泉大津沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕風町地先
埋 立 方 式	サンドイッチ工法	—
埋 立 面 積	17,000㎡	2,030,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	31,000,000㎡
残 余 量	100,000㎡	—

処 理 主 体	(一財)宇治廃棄物処理公社	
施 設 名 称	(一財)宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地	
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6番地2	
埋 立 方 式	サンドイッチ工法	
埋 立 面 積	第1期～第3期処分地	123,459㎡
埋 立 容 積	第1期～第3期処分地	1,171,156㎡
残 余 量	—	

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区 分	処 理 主 体	区 域	人 口
1 計画処理区域内人口		市内全域	185,788
2 水洗化・生活排水処理人口			167,808
(1) コミュニティ・プラント			
(2) 合併処理浄化槽	個人等		19,777
(3) 下水道	宇治市 (公共)	宇治川東岸一・道等	59,022
	京都府 (流域)	宇治川西岸一横島町・小倉町・広野町等	89,009
(4) 農業集落排水施設			
3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)	個人等		14,494

4 非水洗化人口	し尿収集	城南衛生管理組合		3,477
	自家処理	個人等		9
5 計画処理区域外人口				

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項 目 種 類	処 理 主 体	収集区域の範囲	収 集 回 数	備 考
し 尿	城南環境事業協同組合	市 内 全 域	おおむね20日毎収集	定期収集
	城南環境事業協同組合	市 内 全 域	随 時	臨時収集
浄 化 槽 汚 泥	城南衛生管理組合 許可業者	市 内 全 域	年1~2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

処理区分 種類 主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理 し 尿 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法
し 尿	城南環境事業協同組合	4,870 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南環境事業 協同組合 4,870kl/年	17 t/年	焼却処分
浄 化 槽 汚 泥	城南衛生管理組合 許可業者	14,751 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 許可業者 14,751kl/年	51 t/年	焼却処分

最 終 処 分	
埋 立 処 分	
処理主体及び施設	量
城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	17 t/年
城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	51 t/年

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーンピア沢
所 在 地	八幡市八幡沢1
処 理 方 式	前処理+希釈+公共下水道排水

・最終処分場

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3
埋 立 方 式	サンドイッチ工法
埋 立 面 積	17,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡
残 余 量	100,000㎡

処 理 主 体	(一財)宇治廃棄物処理公社
施 設 名 称	(一財)宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6番地2
埋 立 方 式	サンドイッチ工法
埋 立 面 積	第1期~第3期処分地 123,459㎡
埋 立 容 積	第1期~第3期処分地 1,171,156㎡
残 余 量	—

(揭示済)

宇治市告示第55号

市道路線の区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年4月1日から14日間

令和2年4月1日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
東裏西裏線	広野町東裏109番地の5 広野町西裏53番地の17	7.0 ~16.5	440.9	
新田久保線	広野町東裏62番地 大久保町久保1番地の1地先	4.6 ~66.2	620.1	終点地番「大久保町久保1番地の1」を「大久保町久保1番地の1地先」に改正。

(揭示済)

宇治市告示第56号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年4月1日から14日間

令和2年4月1日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
東裏西裏線	広野町東裏108番地の4 広野町東裏108番地の4	令和2年4月1日

(揭示済)

宇治市告示第57号

令和2年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和2年度の価格等の全てを登録したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

宇治市長 山本 正

(揭示済)

宇治市告示第58号

指定代理納付者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)第47条の2の規定により告示します。

令和2年4月1日

宇治市長 山本 正

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
- 指定代理納付者に納付させる歳入
モバイルアプリケーションを利用して納付される一般廃棄物処理手数料
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第60号

農地中間管理事業に関する協議結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により次のとおり公表します。

令和2年4月10日

宇治市長 山本 正

- 協議の場を設けた区域の範囲
宇治市地区(宇治市内集落)
- 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年3月9日
- 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
経営体数
法人 6経営体
個人 49経営体
集落営農(任意組織) 0組織
- 当該区域における農業の将来の在り方
市内認定農業者、認定新規就農者及び京力農場プランに位置付ける地域の中核的担い手を地域農業の担い手として位置付け、効率的な営農が展開できるよう面的な農地集積や各種補助施策の活用を積極的に進める。
- 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地の出し手に対し、農地中間管理機構の活用を促す。

宇治市告示第61号

指定地域密着型サービス事業者の廃止について

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

令和2年4月10日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26741 00942	山科デイサービス 幸々	大和ナチュラル ケア株式会社	令和2年 4月30日	地域密着型通所介護
	京都府京都市山科区大塚中溝41番 地の2			

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年宇治市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「ウトロ地区住環境改善事業」を「未来プロジェクト推進、ウトロ地区住環境改善事業」に改め、同表教育委員会事務局の項中「総括指導主事」を「総括指導主事 室長」に改め、同表教育委員会源氏物語ミュージアムの項中

「館長」を「館長 主幹」に改め、同表の備考第2項中

「及び」を「及び宇治市会計管理者の補助組織設置規則(昭和51年宇治市規則第46号)第1条並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の備考第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市公平委員会文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第3号

宇治市公平委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

宇治市公平委員会文書等管理規則(平成10年宇治市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員告示第1号

宇治市監査基準を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市監査委員

宇治市監査基準

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 一般基準(第5条-第11条)
- 第3章 実施基準(第12条-第20条)
- 第4章 報告基準(第21条-第25条)
- 第5章 雑則(第26条・第27条)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。))及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。))の規定に基づき、第4条第1項第1号から第9号までに掲げる監査(以下「監査」という。)、同項第10号に掲げる検査(以下「検査」という。))及び同項第11号から第14号までに掲げる審査(以下「審査」という。))並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為の実施及び報告等に関し監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

(規範性)

第2条 この基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準である。

2 監査委員は、この基準に従って監査、検査及び審査(以下「監査等」という。))並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとし、この基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

第3条 監査等は、事務の執行、管理等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、その実施により、本市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、もつて市民の福祉の増進と市政への信頼の確保に資することを目的とする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果の合理的な基礎を形成した上で、当該結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。))

又は関係する執行機関(以下「市長等」という。)に提出する。
(監査等の種類及びそれぞれの目的)

第4条 監査等は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 法第199条第1項の規定による財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 法第199条第2項の規定による行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 法第75条の規定による住民の直接請求に基づく監査 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (4) 法第98条第2項の規定による議会の請求に基づく監査 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (5) 法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (6) 法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体(以下「財政援助団体等」という。)の当該財政的援助等(以下「財政的援助等」という。)に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿っているか監査すること。
- (7) 法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による公金の収納又は支払の事務に関する監査 監査委員が必要と認めるとき、又は市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているか監査すること。
- (8) 法第242条の規定による住民監査請求に基づく監査 市民が、本市の職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。
- (9) 法第243条の2の2第3項(公企法第34条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に関する監査 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)の要求に基づき職員が本市に損害を与えた事実があるか監査すること。
- (10) 法第235条の2第1項又は宇治市財務条例(昭和26年宇治市条例第34号)第2条第1項の規定による例月現金出納検査 会計管理者又は公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「会計管理者等」という。)の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (11) 法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (12) 法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (13) 健全化法第3条第1項の規定による健全化判断比率審査 健

全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

- (14) 健全化法第22条第1項の規定による資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- 2 前項第1号に掲げる監査は、法第199条第4項の規定による定期監査又は同条第5項の規定による随時監査として実施する。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定により、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

- 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義のつとり誠実な態度を保持するものとする。
- 2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
 - 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条の目的を達成するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

- 第6条 監査委員は、第3条の目的を達成するため、監査等の対象部局等に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

- 第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

(報告の徴取)

- 第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者等に対して報告を求めることができる。

- 2 監査委員は、施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

- 第9条 監査委員は、年間監査等計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)、監査等の内容、判断の過程、結果及びこれに関連する証拠その他の監査委員が必要であると認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

- 第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、宇治市個人情報保護条例(平成19年宇治市条例第2号)等により適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

- 第11条 監査委員は、この基準のつとつてその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

- 2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査等の結果、監査(第4条第1項第7号から第9号までに掲げる監査を除く。第3項、第21条第2項、第23条第2項及び第25条において同じ。)の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の実施方針を策定するものとする。この場合において、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。

3 監査委員は、年間監査等計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査等の結果、監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他監査委員が必要であると認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) その他監査委員が監査等の実施上必要があると認める事項(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象、環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利及び義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。ただし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要があると認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若

しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠等入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠等入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任)

第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

(他者情報の利活用及び調整)

第19条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等(財政援助団体等を含む。)の監査役、監事等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

2 監査委員は、前項に規定する者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

3 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第20条 監査委員は、原則として、監査(第4条第1項第8号に掲げる監査を除く。次条第1項において同じ。)又は検査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第21条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認める場合は、当該結果に関する報告に添えてその意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第22条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他監査委員が必要であると認める事項

2 前項第7号に掲げる記載事項には、次の各号に掲げる監査等の

種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要であると認める事項を記載するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、当該監査の対象となつた事務及び事業が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、当該監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 第4条第1項第6号に掲げる監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、当該監査の対象となつた財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 第4条第1項第7号に掲げる監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、当該監査の対象となつた事務が正確に行われていること。
 - (5) 第4条第1項第8号に掲げる監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、当該監査の対象となつた請求に理由があること。
 - (6) 第4条第1項第9号に掲げる監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、当該監査の対象となつた事実があること。
 - (7) 検査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (8) 第4条第1項第11号に掲げる審査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (9) 第4条第1項第12号に掲げる審査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり審査した限りにおいて、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (10) 第4条第1項第13号及び第14号に掲げる審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第7号に掲げる記載事項には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要であると認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要となる事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなつた当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施することができず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容、理由等を記載するものとする。
- (監査委員の合議)
- 第23条 次の各号に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- (1) 第4条第1項第1号から第6号までに掲げる監査の結果に関

する報告、当該報告に添える意見及び当該報告に係る勧告

- (2) 第4条第1項第8号に掲げる監査並びに住民監査請求に係る行為の停止及び議会又は市長等に対する必要な措置を講ずべきことの勧告並びに権利の放棄に関する議決に係る意見
 - (3) 第4条第1項第9号に掲げる監査に係る賠償責任の有無等及び全部又は一部の免除の意見
 - (4) 審査の意見
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに、これらを公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

第24条 監査委員は、前条第2項並びに次条第2項及び第3項に定めるもののほか、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項(同号に規定する意見を除く。)を、監査委員全員(除斥その他の事由により監査を実施しなかつた監査委員を除く。)の連名で速やかに公表するものとする。

(措置状況の報告等)

第25条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び当該結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び当該結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、第4条第1項第8号に掲げる監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨の通知を受けたときは、これを請求人に通知するとともに、公表するものとする。

第5章 雑則

(公表の方法)

第26条 第23条第2項、第24条並びに前条第2項及び第3項の規定による公表は、宇治市公告式条例(昭和26年宇治市条例第1号)第2条第2項の規定の例により登載し、又は掲示して行うものとする。

(補則)

第27条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
(宇治市監査委員処務規程及び宇治市監査委員監査規程の廃止)
- 2 宇治市監査委員処務規程(昭和27年宇治市監査委員告示第2号)及び宇治市監査委員監査規程(平成4年宇治市監査委員告示第1号)は、廃止する。

(揭示済)

宇治市監査委員告示第2号

宇治市監査委員文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市監査委員

宇治市監査委員文書等管理規程の一部を改正する規程

宇治市監査委員文書等管理規程(平成10年宇治市監査委員告示第2号)の一部を次のように改正する。

- 第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。
別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市監査委員告示第3号

宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市監査委員

宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程

宇治市監査委員事務局規程(昭和58年宇治市監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1第16号中「こえて」を「超えて」に改め、同表第17号を次のように改める。

㊦ 会計年度任用職員を任免すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月31日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度産業地域振興部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和2年1月7日から令和2年2月25日まで

第4 監査の概要

この監査は、産業地域振興部文化自治振興課、市民課、農林茶業課における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

文化センター使用料収入状況(文化自治振興課)

個人番号カード等交付手数料収入状況(市民課)

戸籍証明等手数料収入状況(市民課)

委託料支出状況(文化自治振興課、市民課、農林茶業課)

工事請負費支出状況(文化自治振興課、農林茶業課)

補助金支出状況(文化自治振興課、農林茶業課)

備品管理状況(文化自治振興課、市民課、農林茶業課)

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 文化自治振興課

(1) 文化センター使用料収入状況について

文化会館使用料において、調定及び市への入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、平成28年度の前回定期監査において、使用料徴収事務委託契約の履行に関する監督検査及び施設の使用変更許可に伴う使用料変更手続に不備が見受けられたと指摘した点については、いずれも改善されていた。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、改善されていた。

(3) 工事請負費支出状況について

特になし。

(4) 補助金支出状況について

特になし。

(5) 備品管理状況について

特になし。

2 市民課

(1) 個人番号カード等交付手数料収入状況について

特になし。

(2) 戸籍証明等手数料収入状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

(4) 備品管理状況について

特になし。

3 農林茶業課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

(3) 補助金支出状況について

特になし。

(4) 備品管理状況について

特になし。

(揭示済)

固定資産評価審査委員会

宇治市固定資産評価審査委員会規程第1号

宇治市固定資産評価審査委員会文書等管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月31日

宇治市固定資産評価審査委員会

委員長 井上 玲子

宇治市固定資産評価審査委員会文書等管理規程の一部を改正する規程

宇治市固定資産評価審査委員会文書等管理規程(平成10年宇治市固定資産評価審査委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、作成し、又は取得した文書の取扱いについては、なお従前の例による。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第6号

収納の事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金等の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和2年4月1日

宇治市長 山本 正

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都江東区木場5-10-11

国分グローサーズチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

PayPay株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー22階

LINE Pay株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(揭示済)

宇治市上下水道事業公告第13号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定校事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和2年4月10日

宇治市長 山本 正

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第340号	株式会社大和設備工業	株式会社DAIWA